

# 事業系一般廃棄物

## 減量・資源化マニュアル



### Reduce ごみの量を減らそう

ごみにならない製品づくりをしましょう  
商品の簡易包装を推進しましょう  
コピー用紙の使用量を抑制しましょう  
生ごみは水切りして量を減らしましょう

### Reuce 繰り返し使おう

購入した物は、修理して長く使用しましょう  
封筒や段ボールは繰り返し利用しましょう  
使用済み用紙は裏面も使用しましょう

### Recycle 資源として活かそう

ごみと資源物の分別を徹底しましょう  
古紙を分類してリサイクルに出しましょう  
缶・びん・ペットボトルは軽くゆすぎましょう

高松市 環境局

# 1 事業系ごみの減量・資源化の必要性

大量生産、大量消費の経済社会は、私たちの生活を豊かにしましたが、その反面、大量廃棄によりごみ処理に要する費用の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫の問題、将来的な資源の枯渇の懸念や地球温暖化の問題等をもたらしました。

このような中、今後も豊かな生活を続けていくためには、持続可能な「循環型社会」を形成していくことが強く求められており、ごみの減量と資源化を進めることが重要となっています。

また、企業が事業系ごみの減量・資源化に取り組むことは、これらの問題の解消だけではなく、企業の側にもいろいろなメリットがあります。社員の皆さん一人一人が意識して、ごみの減量・資源化を進めましょう。

## コスト削減

ごみを減量することにより、ごみ処理費用を削減することができます。

また、用紙や事務用品などを再使用すると、新しく購入するための経費を削減することができます。古紙などを売却することにより、利益を得る場合もあります。

## 企業のイメージアップ

世界中の人々が環境問題に関心を持っています。企業がごみの減量・資源化等、環境問題に取り組むことは、企業のイメージアップにつながります。

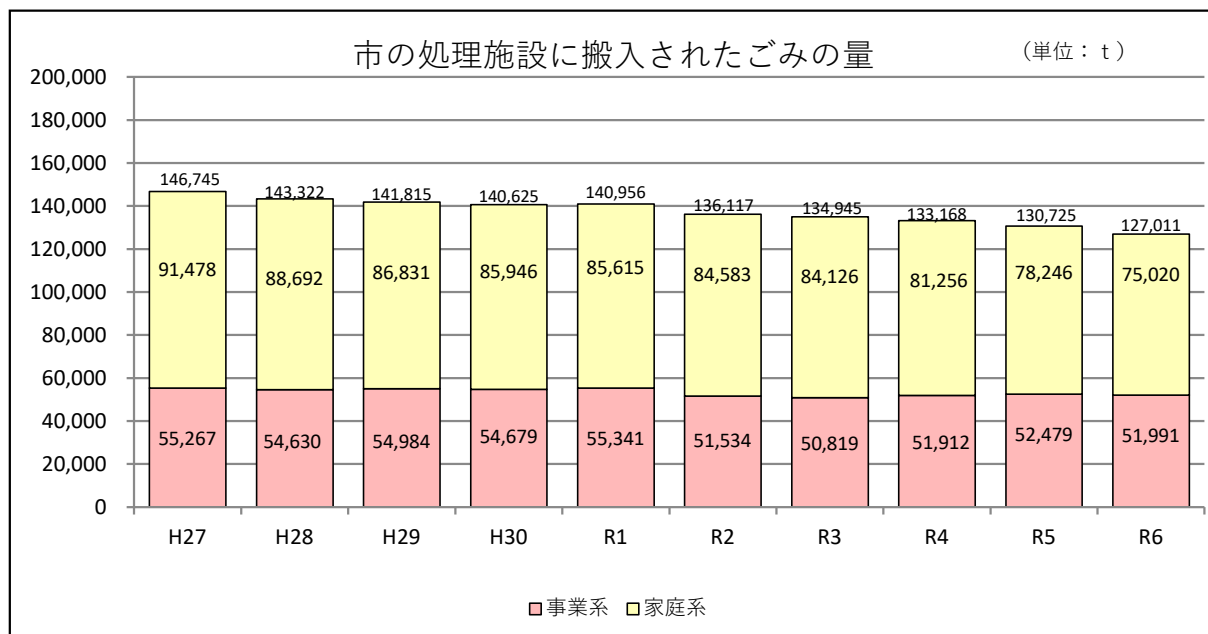
## 社員の意識改革

企業全体でごみを出さない職場・製品づくりを目指すことで、社員一人一人の業務に対する意識改革になり、継続的にコストの削減や事業の効率化が図れます。

# 2 高松市の事業系ごみの推移

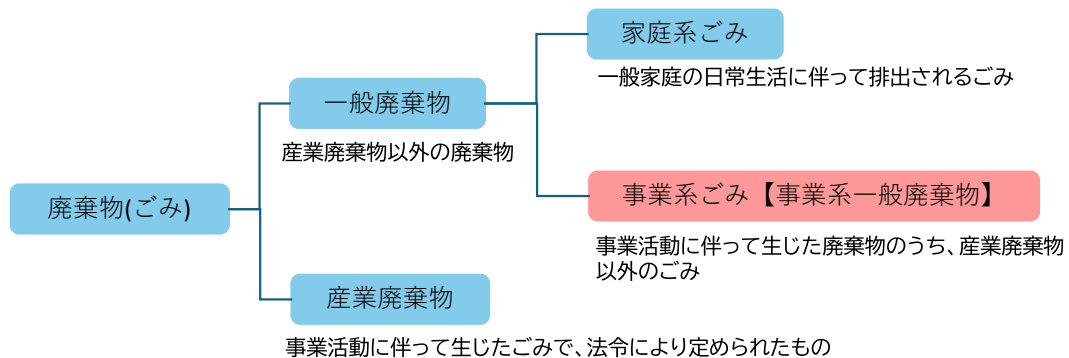
令和6年度に市の処理施設に搬入されたごみの量は、家庭系・事業系合わせて年間約12万7000トンです。その40.9%の約5万1900トンを事業系ごみが占めています。

平成27年度以降は、減少する家庭系ごみと異なり事業系ごみは横ばいの状態にありました。しかし、令和2年度に大きく減少傾向となり、翌年度以降再び横ばいの状態となりました。



### 3 廃棄物の区分

廃棄物(ごみ)は、法令で定められた産業廃棄物か、それ以外の一般廃棄物に区分されます。事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物以外のごみが「事業系一般廃棄物」となります。事業活動には、官公署、病院、学校、社会福祉施設など営利を目的としない事業も含まれます。事業系一般廃棄物と産業廃棄物は、排出者である事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。



#### 産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等で規定されたものです。

P6に産業廃棄物の種類と具体例を掲載しています。産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。

### 4 事業系ごみの減量の進め方

事業系ごみの減量・再資源化を進めるためには、現状把握、計画の立案、計画実施の進行管理が必要です。

#### ①担当者の選任と現状把握

- ごみ減量に関する窓口となる担当者を選任する
- ごみの種類や排出量を把握する
- ごみの分別や処理体制の現状を把握する



#### ②ごみの減量・再資源化の計画を立てる

- ごみ減量のための取組事項を決定する（生ごみの資源化、紙類の分類、包装材の使用抑制など）
- 廃棄物収集業者や、資源回収業者とも打合せ、分別のルールを決定する
- 今までの実績を参考に、これからの排出量・資源化率の目標を設定する



#### ③実行のための準備

- ②の計画に基づき、各部署ごとに回収のための分別ボックスを設置するなどの準備をする
- ごみ減量の計画や、具体的な取り組み方法を社員や従業員に周知する



#### ⑤成果を確認する






- 取り組みの実績を集計し、ごみの減量・資源化の効果を確認する
- 効果が低い場合は、取り組んできた中で、改善すべき点などを洗い出し、次年度の計画に活かしていく



#### ④計画を実行

- 計画で定めた基準に従い、ごみを適正に分別する
- 部署ごとに、日報、月報などで定期的にごみの発生量、資源化量の実績を把握する
- 部署ごとの実績が、計画通りに進んでいるかをグラフで表示するなどして、見える化を図る

# 5 事業系ごみの分別・資源化のポイント

品目	分別区分・廃棄物の例	減量・資源化のポイント
燃やせるごみ	<p>生ごみ 調理残さ、食べ残し、売れ残り、茶がらなど</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみは、十分に水切りを行い量を減らしましょう</li> <li>・生ごみ処理機で減量したり、堆肥としてリサイクルしましょう</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律</b> 食品廃棄物を多量に発生させる食品メーカーや流通業者、外食産業などは、食品廃棄物の削減や、飼・肥料化などのリサイクル取り組み状況の報告が義務付けられています</p> </div> <p>※食料品製造業などから生ずる動植物性残さは、産業廃棄物になります</p>
	<p>生ごみ以外 リサイクルできない紙類 雑巾などの繊維くず 刈り草、剪定枝 吸い殻など</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も減量・再資源化がされにくい区分です</li> <li>・分別ボックスを使用するなど少量からでも可能な限り分別し、資源化しましょう</li> </ul> <p>※繊維製品製造業以外の繊維工業などから生ずる天然繊維くずは産業廃棄物です</p>
紙類	<p>新聞(新聞紙、折込広告など) 雑誌(書籍・カタログ、パンフレットなど) 事務用紙(コピー用紙など) 段ボール・機密書類 など ※シュレッダー処理した紙や機密書類も秘密を保持したまま再資源化ができる業者もいます</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙は、種類により再生原料としての用途が異なります。</li> <li>・種類ごとに分別し、古紙のリサイクル業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください(具体的な分別方法は、事前に業者に確認してください)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>禁忌品：製紙原料にならない異物のこと</b> 再生の妨げになるので、古紙に混ぜないようにしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粘着物のついた封筒 ・圧着はがき ・合成紙 ・複合材</li> <li>・感熱性発泡紙 ・金、銀などの金属が箔押しされた紙</li> <li>・昇華転写紙(アイロンプリントなどの紙)</li> <li>・紙コップ、紙皿、紙製カップ麺の容器など防水加工された紙</li> <li>・レシートなどの感熱紙</li> <li>・カーボン紙、ノーカーボン紙</li> <li>・石鹼の個別包装、紙製の洗剤容器、線香の紙箱など臭いのついた紙</li> <li>・印画紙の写真</li> <li>・水に濡れた紙、食品残さのついた紙、汚れた紙 など</li> </ul> </div> <p>※印刷出版業、製本業などから生ずる紙くずは産業廃棄物です</p>
	<p>木製の机、椅子、食器棚など (木製の物に限る)</p>  <p>※金属、ガラス、プラスチック製品は、産業廃棄物です ※木製であっても業種により産業廃棄物になる場合があります</p>	<p>できるだけ修理をして長く使用しましょう</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>家電4品目・パソコン</b> (リサイクル料金が必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用に製造・販売されたテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの家電4品目は、事業用で使用した場合も特定家庭用機器再商品化法の対象となります</li> <li>・事業所から排出される使用済パソコンは、メーカーが回収・再資源化します。パソコンの回収方法は、メーカーによって異なるため、各メーカーの受付窓口にご確認ください</li> </ul> </div> 

イラスト出典：経済産業省ホームページ ごみイラスト素材集

## 6 多量排出事業者は、減量計画の策定・提出が必要です

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例第10条及び、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則第2条に基づき、事業活動に伴い多量に一般廃棄物を排出する事業者は、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出が必要です。

### ■ 提出が必要な者

- ・事業の用に供する延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物の所有者、占有者、又は管理者
- ・その他市長が一般廃棄物の減量を図るために特に必要と認める者

## 7 事業系廃棄物の減量・資源化のための高松市の施策

### 1 地球にやさしいオフィス・店登録制度

循環型社会の形成推進のため、ごみの減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む高松市内の事業所又は店舗を、「地球にやさしいオフィス」又は「地球にやさしい店」として登録しています。

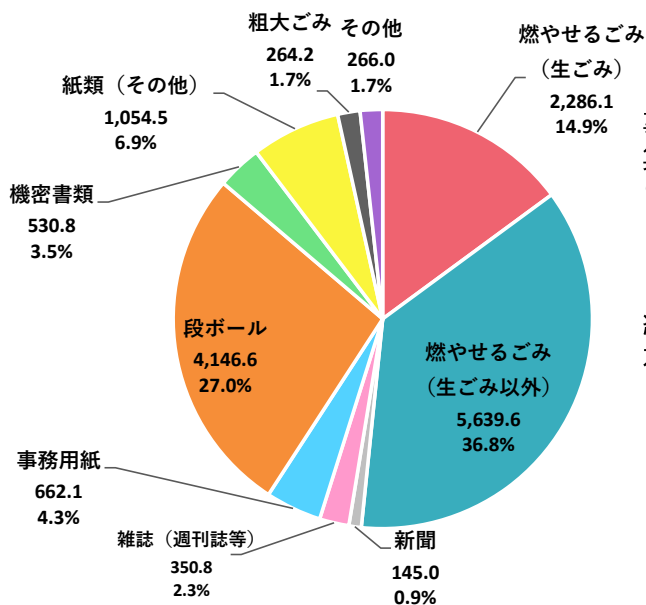
ぜひ、この制度に登録し、環境の保全にご協力をお願いします。

### 2 多量排出事業者による事業系一般廃棄物減量等計画書の提出

事業所から排出されるごみの減量・資源化を積極的に推進するため、事業の用に供する延べ面積3,000平方メートル以上の建築物の所有者、占有者又は管理者を「多量排出事業者」とし、廃棄物管理責任者を選任し、事業活動に伴い発生する一般廃棄物について、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出をお願いしています。

令和7年度に提出された減量等計画書の集計結果は、下記グラフのとおりです。

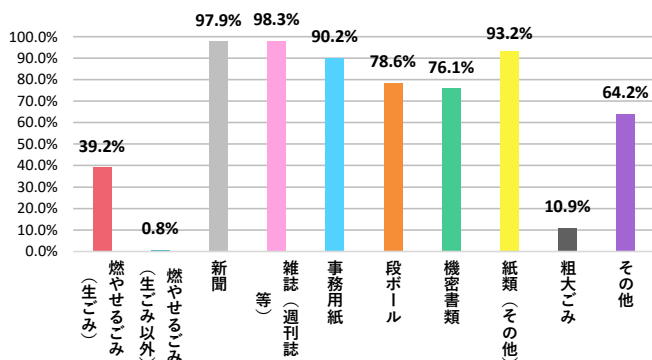
令和6年度分 種類別排出量及び割合 (単位：t)



事業系一般廃棄物減量等計画書の集計結果  
(前年度実績の記載があった297事業所の集計)

令和6年度における事業系一般廃棄物の総排出量は、15,345.8tで、その内訳は、左のグラフのようになっています

令和6年度分 種類別資源化率



また、それぞれのごみの資源化率は、左のグラフのとおりです。紙類の資源化率は高くなっています。

しかし、燃やせるごみは排出量が多い割りに資源化率が低く、事務所内での分別の徹底や多様なリユース・リサイクル手法の実施により燃やせるごみの排出量を抑制し、再資源化することが事業系一般廃棄物の減量に結びつくと考えられます。

## 8 事業系一般廃棄物の処理方法

事業活動から発生したごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、事業者自らの責任で適正に処理しなければならないと定めています。「自らの責任で」とは、廃棄物を自己処理することだけでなく、費用を負担して事業系一般廃棄物処理の許可を受けた民間業者への委託を含みます。

### 事業活動から発生したごみは、ごみステーションには出せません

店舗併用住宅の場合も事業活動から発生したごみは事業系ごみとなります。家庭系ごみと事業系ごみをきちんと分別し、家庭系ごみは地域のごみステーションへ、事業系ごみは許可業者に処理を委託するか、市の処理施設に直接持ち込んでください。

### 許可業者へ委託

事業系一般廃棄物の処理を委託するときは、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者や、一般廃棄物処分業者に処理を委託します。

収集運搬や処分の許可事業者名は高松市のホームページでご確認いただけます。

(もっと高松Top → 暮らしの情報 → 暮らし・手続き → ごみ・リサイクル → 一般廃棄物

- ▶ 一般廃棄物収集運搬業者一覧
- ▶ 一般廃棄物処分業者一覧

なお、処理依頼に関する方法、料金等については、直接各許可業者にお問い合わせください。

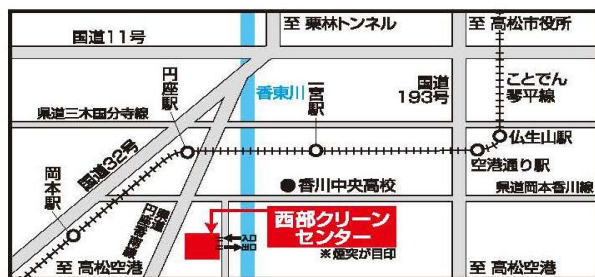
### 市の処理施設へ持ち込み(有料)

事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に自ら搬入することができます。ただし、品物や、一度の搬入量、搬入方法、受入日に制限がありますので、**詳しくは事前に各処理施設へ確認をしてください。**

### 西部クリーンセンター

高松市川部町930-1

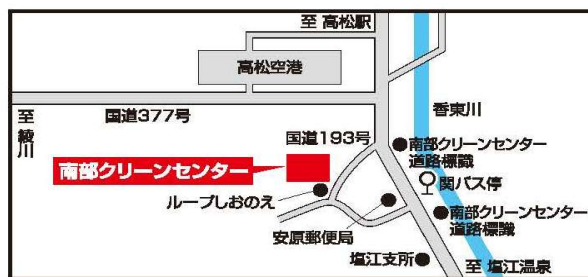
TEL087-885-2727



### 南部クリーンセンター

高松市塩江町安原下第3号2084-1

TEL087-890-2190



## 廃棄物の種類と具体例

	種 類	具 体 例	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰等の焼却残さ	
	(2) 汚 泥	廃水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された汚泥	
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油等	
	(4) 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液	
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液	
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	
	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	
	(9) ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス類、製品の製造過程等で生ずるアスファルト・コンクリートくず・レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、陶磁器くず等	
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、粉炭かす等	
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設等において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動にともなうもの	(13) 紙くず	パルプ製造業、紙加工品製造業、出版業、製本業等	すべての紙くず
		建設業	工作物の新築、改築、又は除去により生じたもの
	(14) 木くず	木材又は木製品製造業、パルプ製造業等	木材片、おがくず、バーク類等のすべての木くず
		建設業	工作物の新築、改築、又は除去により生じたもの
	(15) 繊維くず	繊維製品製造業以外の繊維工業	木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
		建設業	工作物の新築、改築、又は除去により生じたもの
	(16) 動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業	醸造かす、魚のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	と殺・解体した畜獣、食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿及び死体
	(19) 動物の死体		
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物等)		

### 高松市ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター



シンボルマーク



シンボルキャラクター  
(愛称 カンクルちゃん)

### 事業系一般廃棄物減量・資源化マニュアル

作成 高松市ゼロカーボンシティ推進課  
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
TEL(087)-839-2393